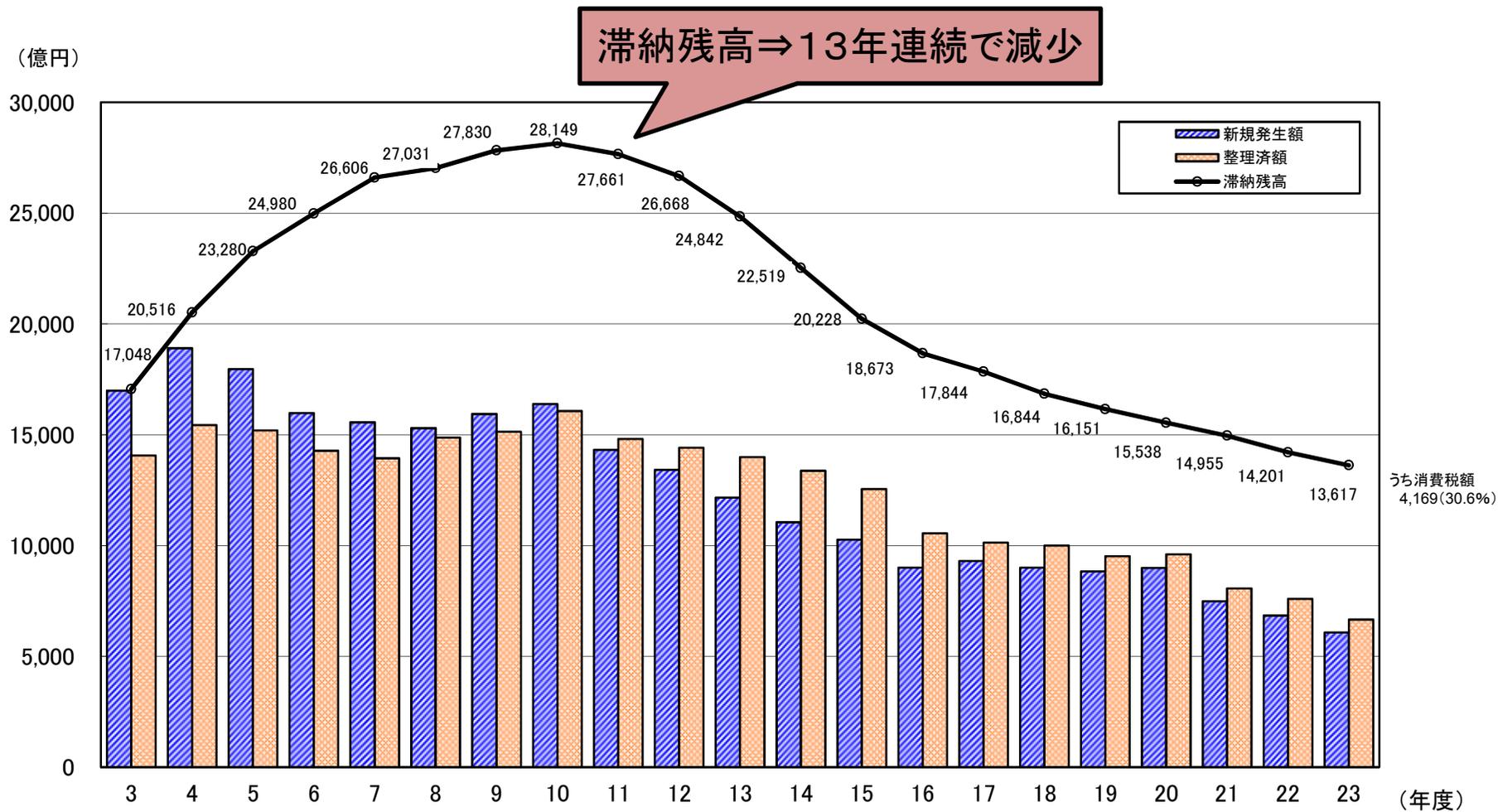


# IV 滞納整理の現状

## 1 全国の滞納整理状況



※1 実数地値は、滞納整理中のものを示す。

※2 地方消費税を除く。



# 国税徴収法一2

## 第五十六条(差押の手続及び効力発生時期等)

- 1 動産又は有価証券の差押は、徴収職員がその財産を占有して行う。
- 2 前項の差押の効力は、徴収職員がその財産を占有した時に生ずる。
- 3 徴収職員が金銭を差し押えたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。



## 第七十五条(一般の差押禁止財産)

- 1 次に掲げる財産は、差し押えることができない。
  - 一 滞納者及びその者と生計を一にする配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。)その他の親族(以下「生計を一にする親族」という。)の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具
  - 二 滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三月間の食料及び燃料
  - 三 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用にする家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物
  - 四 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物
  - 五 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者(前二号に規定する者を除く。)のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)
  - 六 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの
  - 七 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物
  - 八 滞納者に必要な系譜、日記及びこれに類する書類
  - 九 滞納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の章票
  - 十 滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具
  - 十一 発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの
  - 十二 滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物
  - 十三 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備

- しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品
- 2 前項第一号(畳及び建具に係る部分に限る。)及び第十三号の規定は、これらの規定に規定する財産をその建物その他の工作物とともに差し押えるときは、適用しない。

## 第七十九条(差押の解除の要件)

- 1 徴収職員は、次の各号の一に該当するときは、差押を解除しなければならない。
  - 一 納付、充当、更正の取消その他の理由により差押に係る国税の全額が消滅したとき。
  - 二 差押財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び差押に係る国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の合計額をこえる見込がなくなつたとき。
- 2 徴収職員は、次の各号の一に該当するときは、差押財産の全部又は一部についてその差押を解除することができる。
  - 一 差押に係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押に係る国税及びこれに先だつ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至つたとき。
  - 二 滞納者が他に差し押えることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押えたとき。

## 第四百十一条(質問及び検査)

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四百四十六条の二及び第八十八条第二号において同じ。)を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

# 国税徴収法一3

## 第百四十二条(搜索の権限及び方法)

- 1 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。
- 2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。
  - 一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
  - 二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。
- 3 徴収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。



## 第百四十三条(搜索の時間制限)

- 1 搜索は、日没後から日出前まではすることができない。ただし、日没前に着手した搜索は、日没後まで継続することができる。
- 2 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所については、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、日没後でも、公開した時間内は、搜索することができる。

## 第百四十四条(搜索の立会人)

徴収職員は、搜索をするときは、その搜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまのあるものを立ち合わせなければならない。この場合において、これらの者が不在であるとき、又は立会に応じないときは、成年に達した者二人以上又は市町村長の補助機関である職員若しくは警察官を立ち合わせなければならない。

## 第百四十五条(出入禁止)

- 徴収職員は、搜索、差押又は差押財産の搬出をする場合において、これらの処分の執行のため支障があると認められるときは、これらの処分をする間は、次に掲げる者を除き、その場所に出入することを禁止することができる。
- 一 滞納者
  - 二 差押に係る財産を保管する第三者及び第百四十二条第二項(第三者に対する搜索)の規定により搜索を受けた第三者
  - 三 前二号に掲げる者の同居の親族
  - 四 滞納者の国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者



## 第百四十六条(搜索調書の作成)

- 1 徴収職員は、搜索したときは、搜索調書を作成しなければならない。
- 2 徴収職員は、搜索調書を作成した場合には、その謄本を搜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人があるときはその立会人に交付しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第五十四条(差押調書)の規定により差押調書を作成する場合には、適用しない。この場合においては、差押調書の謄本を前項の第三者及び立会人に交付しなければならない。

## 第百四十七条(身分証明書の呈示等)

- 1 徴収職員は、この款の規定により質問、検査又は搜索をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
- 2 この款の規定による質問、検査又は搜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

